

**令和3年度 松山市会計年度任用職員  
(フルタイム生活保護ケースワーカー) 採用試験実施要領**

令和3年1月21日

松山市会計年度任用職員（フルタイム生活保護ケースワーカー）採用試験を次のとおり実施します。

**1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所**

試験区分	採用予定人数	勤務場所
生活保護ケースワーカー	1人程度	松山市役所 保健福祉部 生活福祉総務課 松山市二番町四丁目7番地2市役所別館1階

(注) 採用予定人数は変更する場合があります。

**2 職務内容**

- (1) 要保護者の面接相談業務
- (2) 生活保護に係る問合せ対応及び事務補助
- (3) その他生活保護支給事業に関し職員が指示する業務

**3 受験資格**

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者

- (1) 次のいずれかに該当する者

- ア 社会福祉士の資格を有する者
- イ 精神保健福祉士の資格を有する者
- ウ 社会福祉法第19条第1号又は第2号に定める社会福祉主事の任用資格を有する者  
※社会福祉主事の任用資格は、以下のホームページを確認してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html)

- (2) パソコンの基本操作（文書作成及び表計算）ができる者

- (3) 次のアからエまでに該当しない者（地方公務員法第16条の欠格条項）

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**4 試験日時、試験会場及び合格発表**

試験科目	試験日時
口述試験（個別面接）	毎月19日（消印有効）までに採用試験申込書類を提出した方に対し、翌月の月上旬に試験を実施し、中旬に合否を通知します。

(注) 試験日時及び試験会場の詳細は、申込受付終了後に申込者へ文書で通知します。

**5 受付期間**

受付期間は、令和3年8月19日（木）までです。

(祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

郵送の場合は、令和3年8月19日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(注) 採用予定人数の採用者が決定した場合は受付を終了します。

## 6 申込方法

市販のA4判(A3判2つ折り可)の履歴書(必要事項を記入し、申込前3箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。)及び社会福祉士登録証、精神保健福祉士登録証又は社会福祉主事任用資格等証明書(社会福祉主事任用資格証明書、大学等の履修証明書及び卒業証明書又は社会福祉主事任用講習会受講修了証明書)の写しを生活福祉総務課に直接提出し、又は簡易書留(封筒の表に「生活保護ケースワーカー採用試験申込み」と朱書きしてください。)で送付してください。受付期間終了後、申込者に受験票及び面接カードを送付します。

(注) 毎月1日までに受験票が届かない場合は、生活福祉総務課に連絡してください。

## 7 採用予定日

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員(フルタイム生活保護ケースワーカー)採用候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)に登載します。採用は、令和3年4月1日以後、欠員が生じた場合に、候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

候補者名簿の有効期間は、名簿作成後1年間です。

## 8 勤務条件

- (1) **勤務時間等** 月曜日から金曜日までの週5日勤務で、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩1時間を含む。)の1日7時間45分勤務です。
- (2) **週休日及び休日** 日曜日、土曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- (3) **有給休暇** 年次休暇、夏季休暇等
- (4) **給与等** 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。また、給料の支給日は、原則として、毎月21日です。

給料	諸手当
月額187,700円 (令和3年1月1日現在)	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、退職手当(6箇月を超えて勤務した場合に限る。)等

備考 昇給はありません。

- (5) **任用期間** 令和4年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和6年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職(解雇)する場合があります。
- (6) **条件付採用** 採用後1箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職(解雇)する場合があります。
- (7) **保険等** 健康保険(全国健康保険協会又は愛媛県市町村共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上の災害補償

※1 勤務が引き続いて1年を超えた場合は、愛媛県市町村共済組合に加入するため、健康保険が愛媛県市町村共済組合に変わります。

※2 6箇月を超えて勤務した場合は、退職手当の支給の対象となるため、雇用保険の被保険者ではなくなります。

(注) 上記の勤務条件は改定される場合があります。

## 9 注意事項

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (2) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。
- (3) 履歴書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (4) 履歴書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (5) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに生活福祉総務課に問い合わせてください。

<提出先及び問合せ先>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2(市役所別館1階)  
松山市 保健福祉部 生活福祉総務課 面接相談担当 二宮(にのみや)  
電話 089-948-6395